

参議院災害対策特別委員会会議録第二号

平成十二年三月十五日(水曜日)
午後一時四十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

但馬 久美君

太田 豊秋君

江本 孟紀君

加藤 修一君

市川 一朗君

加納 時男君

景山 俊太郎君

鈴木 正孝君

田村 公平君

森山 裕君

小山 峰男君

高嶋 良充君

大沢 辰美君

山下 芳生君

梶原 敬義君

鶴保 庸介君

岩本 莊太君

中山 正暉君

増田 敏男君

杉谷 洸大君

常任委員会専門員

事務局側

国土政務次官

政務次官

国務大臣

国務大臣

国土庁長官

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

○委員長(但馬久美君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

災害対策樹立に関する調査を議題といたします。

災害対策の基本施策について国土庁長官から所信を聴取いたします。中山国土庁長官。

○国務大臣(中山正暉君) 国土庁長官の中山正暉でございます。

第百四十七回国会における御審議に当たり、災害対策に関する私の所信を申し述べます。

我が国は、御承知のとおり、その位置、地形、気象などの自然的条件から、各種災害が発生しやすい国土となっております。

近年では、戦後最大の自然災害である阪神・淡路大震災において六千四百三十二名のとうとい人命が失われました。昨年も、広島県を中心とする梅雨前線豪雨、熊本県不知火町に高潮被害をもたらした台風十八号などにより計百三十名余の死者、行方不明者が生じております。

災害対策につきましては、従来より政府一体となつた体制のもと、全力を挙げて取り組んできているところであります。

国土庁といたしましては、災害対策に関する総合調整官庁として、災害対策基本法や防災基本計画に基づき、関係機関と密接な連携をとりながら、今後ともより一層強力に推進してまいる所存であります。

以下、各施策ごとに取り組みの概要を申し述べます。

まず、阪神・淡路地域の復興対策につきましては、震災の発生から五年が経過したところであり、政府、地元地方公共団体、地元住民等の一体となった努力により、被災地は着実に復興の道を歩んでおります。最大時には四万七千九百一十世帯の方々が生活されていた応急仮設住宅につきま

しても、本年一月十四日にすべて解消いたしました。

その一方で、被災地の経済は、最近では一部製造業を中心に明るい兆しが見られるものの、全国的な景気の影響もあって、有効求人倍率が依然として低水準にあるなど、引き続き厳しい状況が続いております。

本年二月二十三日には、阪神・淡路復興対策本部の設置期限を迎えましたが、今後とも、心のケア対策などの被災者の支援、産業の復興、安全な地域づくり等に取り組んでいく必要があると考えており、関係各省庁の施策が円滑に実施されるよう連絡会議を設置し、連携協力して、引き続き必要な復興対策を行ってまいります。

また、この大震災をとうとい教訓として決して忘れることのないようにするため、兵庫県による阪神・淡路大震災メモリアルセンター設立についても必要な支援をしてまいりたいと存じます。

災害対策につきましては、阪神・淡路大震災以降、全般的な見直しを行い、その充実強化を図ってきたところであり、平成十二年度におきましては、特に以下の点を重点に取り組んでまいります。

まず、初動体制につきましては、災害発生時の情報収集・連絡体制の強化を図るため、従来より整備を進めてまいりました中央防災無線網及び地震防災情報システム、DISを引き続き充実するとともに、初動対応の実効性を確保するため、より実践的な総合防災訓練の実施に努めてまいります。

震災対策につきましては、地震防災対策特別措置法に基づき、全都道府県において作成されている地震防災緊急事業五カ年計画の円滑な実施を促進するとともに、昨年修正いたしました地震防災基本計画に基づき、東海地震対策のさらなる推進

を図ってまいります。

また、本年三月をもって期限を迎えます地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地震財特法につきましては、過去三回の延長と同様、今回も議員立法として期限延長に向けた検討が進められていると承知しておりますが、国土庁といたしましては、人的、物的被害を最小限に防止するため、同法に基づく地震対策緊急整備事業をさらに推進することが必要と考えるところであります。

大都市地域の震災対策につきましては、特に直下の地震の切迫性が指摘されております南関東地域について、南関東地域直下の地震対策に関する大綱等に基づき、実践的なアクションプランの策定など、広域的な対策を関係機関の連携のもとに進めてまいります。

津波対策につきましては、これまでに作成した津波浸水予測図等を活用し、実態に即した被害想定を実施するとともに、津波防災マップの作成について地方公共団体を支援してまいります。

火山対策につきましては、活動火山対策特別措置法に基づき、避難施設の整備等を推進してまいります。なお、活発な活動が見られる岩手山につきましては、関係機関と連携をとりながら、観測体制の強化等に努めてまいります。

風水害対策につきましては、昨年の豪雨災害等の教訓を踏まえ、現在、中央防災会議において防災情報の効果的な事前周知の方法など総合的な見地から検討を進めているところであります。引き続き、関係機関との連携のもと、国土保全事業の推進、警戒避難体制の整備等、各種施策の推進に努めてまいります。

復興対策につきましては、引き続き、雲仙岳噴火災害等の地元地方公共団体の復興への取り組み

本日の会議に付した案件
○災害対策樹立に関する調査
(災害対策の基本施策に関する件)
(平成十二年度防災関係予算に関する件)

を促進するとともに、復興対策マニュアルの策定等を進めてまいります。

また、一昨年成立した被災者生活再建支援法につきましても、昨年四月から制度の運用を開始したところであり、今後とも同制度の円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

なお、同法の附則第二条において総合的な見地から検討を行うものとされております被災者の住宅再建支援につきましては、国土庁に設置いたしました被災者の住宅再建支援の在り方に関する検討委員会において、本年夏ごろを目途に報告を取りまとめるべく、現在、検討が行われているところであります。

激甚災害の指定につきましては、近年、公共土木施設関係の災害につきまして全国的な激甚災害の指定がほとんどない状況にあります。このため、適切に激甚災害に指定できるよう、平成十一年度中に公共土木施設に関する指定基準を見直し、激甚な災害を受けた地方公共団体等の財政負担の軽減が図られるよう努めてまいる所存です。

防災に関する国際協力の推進につきましては、アジア防災センターを中心としたアジア地域における多国間防災協力を推進するとともに、日米地震防災政策協議の場を活用し、地震対策に関する日米協力を進めてまいります。また、会議の結果を第三国へも広く提供してまいります。

最後に、原子力災害対策につきましては、昨年茨城県東海村において発生した臨界事故を契機として、さきの臨時国会において原子力災害対策特別措置法が成立し、本年六月までに施行されることとなっております。

国土庁といたしましては、関係省庁と連携し、防災基本計画原子力災害対策編の全面的な見直し等を行い、同法に基づく対策が万全に講ぜられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○委員長(但馬久美君) 次に、平成十二年度防災関係予算に關し、概要の説明を聴取いたします。

○政務次官(増田敏男君) 平成十二年度における防災関係予算案の概要につきまして、お手元にお配りしてあります資料に沿って御説明いたします。

この資料は、一ページが総括表、二ページ以降が各論となっております。

一ページの総括表から御説明を申し上げます。この表は、関係省庁の防災関係予算を国土庁において取りまとめたものでございます。科学技術の研究開発が六百八億四千万円、災害予防関係が一兆七千七百七十五億四千万円、国土保全関係が一兆八千七百七十億四千万円、災害復旧等関係が二千七百二十七億四千万円余となっております。これらを合計いたしますと三兆二千八百二十一億四千万円となります。

次に、二ページ以降の各論について、主要なものを御説明申し上げます。

第一に、科学技術の研究に関する経費でございます。

科学技術庁では地震に関する調査研究、文部省では地震予知のための基礎的研究、建設省では測地的方法による地震変動調査などに要する経費をそれぞれ計上しております。

第二に、災害予防に関する経費でございます。

科学技術庁では原子力防災対策のための施設等の整備、国土庁では中央防災無線網の整備、地域

防災拠点施設の整備、文部省では公立学校施設等の整備、厚生省では災害拠点病院の整備、通商産業省では原子力施設等の防災対策のための緊急時対策支援システム等の整備、気象庁では気象観測施設の整備、建設省では避難地及び避難路の整備、安全で信頼性の高い道路網の整備、消防庁では消防施設設備の整備などに要する経費をそれぞれ計上しております。

第三に、国土保全に関する経費でございます。

農林水産省では治水事業、海岸保全事業、農地防災事業など、建設省では河川事業、河川総合開発事業、砂防事業などに要する経費をそれぞれ計上しております。

最後に、災害復旧等に関する経費でございます。

農林水産省では農林水産業施設災害復旧事業、建設省では河川等災害復旧事業などに要する経費をそれぞれ計上しております。

国土庁といたしましては、関係省庁との連携のもと、災害予防、応急対策、復旧・復興の各段階にわたる総合的な災害対策を推進することにより、国民が安心して暮らすことのできる国づくりを進めてまいる所存でございますので、何とぞよろしく御願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(但馬久美君) 以上で災害対策の基本施策について国土庁長官所信及び平成十二年度防災関係予算に関する概要の説明聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第八十五条の二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中、「内閣総理大臣の承認を受け」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二條第三項中「承認を」を「同意」に改める。

第五條中「第五條第一項各号」を「第五條各号」に改める。

附則第四十四条の次に次の一条を加える。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条の二 施行日前に第八十五条の二の規定による改正前の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(第二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第八十五条の二の規定による改正後の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(第二条第一項(同条第四項に

おいて準用する場合を含む。))の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第九十三条の次に次の一条を加える。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第九十三条の二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「主務大臣」を「当該施設等に関する主務大臣」に改める。

第六條中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

別表第一中「主務大臣が」を「厚生労働大臣の」に、「主務大臣の」を「文部科学大臣の」に改める。

第九十六條のうち地方交付税法附則第五條第二項の改正規定中「第四号」の下に、「第五号」を加える。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十二年度約二百五十億円の見込みである。

平成十二年三月二十八日印刷

平成十二年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B